

第3 本県のバランスシート

なぜバランスシートをつくるのですか。

現在の地方公共団体の決算は、単年度の収入（歳入）と支出（歳出）を示す方法によっていますが、資産（これまで本県が形成してきた道路などの財産など）と負債（借入金（県債）など）の状況についても県民の皆様にご認識いただくため、減価償却等の企業会計的手法を取り入れ本県のバランスシートを作成しました。

どのような方法でバランスシートを作成したのですか。

国（自治省）が示した作成基準により作成しました。具体的な作成方針は以下のとおりです。

- 1 対象範囲 普通会計（一般会計及び10特別会計）
- 2 バランスシートの構成
 - 1 資産 県の財産となっているもの
 - ・有形固定資産 道路、公園、学校等の土地、建物など行政サービスを提供するために使用される資産で、取得時の額を基準に減価償却を実施した額（施設整備にかかる市町村等への補助金や国の事業への負担金は含まれていません）
 - ・投資等 財団法人等に対する出資金、貸付金及び使途が制限されている基金の残高
 - ・流動資産 現金、預金及び財政調整基金、減債基金など
 - 2 負債 資産形成の財源として調達した資金のうち将来返済を要するもの
 - ・県債 県の借入金の残高
 - ・退職給与引当金 仮に現在の県職員の全員（小・中学校の教職員を含んでいます）が退職したと仮定した場合に必要な退職金
 - 3 正味資産 資産 - 負債
資産形成の財源として調達した資金のうち将来返済を要しないもの
 - ・国庫支出金 道路、公園、学校等の建設事業の実施に対して、国から交付された補助金
 - ・一般財源等 国庫支出金以外のもの税金など

ひとくちメモ

バランスシート（貸借対照表）

企業のある時点における財務状態を表すもので、左側（借方）が資産の部、右側（貸方）が負債の部及び資産の部となっています。右側と左側は常に一致（バランス）することからバランスシートと呼ばれています。